

# 川越

発行所 埼玉県川越市役所  
川越市元町一丁目二番地  
電話川越〇四九二〇三・二四五〇代  
印刷所 小沢写真印刷工芸社

## 号 外

11月14日

# 川越市特別職報酬の引上げについて

## 市民の皆さまのご理解とご協力を

川越市が十月一日から、特別職報酬の引上げを行なった理由と経過につきましては、十月十日づけの市広報「川越」においてご説明申し上げましたが、十月三十日、これに反対の団体職員荻野末氏ほか八名のかたから、市長あてに川越市条例改正請求代表者証明書交付申請書の提出がありました。（本運動による署人名簿は後日、市選管において一般市民の縦覧に供せられます）  
いずれにいたしましても、本問題をめぐる誤解が意外に多いことに気づきましたので、市はここに改めて市民の皆さまにこの真相をくわしくご説明申し上げて、ご理解とご協力をお願いすることにいたしました次第であります。

## 一般職員の給与改定問題

### 毎年忠実に守られている人事院勧告

川越市は一般職員に対しては財政事情の好悪に関係なく、昭和三十九年一月以降、毎年人事院勧告による、給与改定と定期昇給とをあわせ実施してまいりました。本年とても同様であります。  
そのため、市一般職員の給与は、その平均において現在すでに五一・七％以上のアップとなっておりまして、県職員より一号給、国家公務員より二号給の優遇となっております。  
しかるに市職組は、今春以来待遇を県南三市なみにして欲しいと称して人事院勧告を上まわるアップを市議会に請願しております。もとより、市

## 五年間も据置かれた市特別職報酬

### そのため大きく開いた他市との格差

他方、川越市特別職の報酬は昭和三十九年一月以来、殆んど未改定のまま据置かれておりました関係上、最近では一般職員中にも助役や収入役を凌ぐ高給者が現われるという誠に不公正な事実がでてまいりました。しかも県や市内の二十数市ではこのような不公正な事実のほかには貨幣価値の下落および市勢の伸張等、最近における著しい変動に鑑み、ここの二、三年ぐらいい間に軒なみ特別職の報酬引上げを行ないましたのでその結果といたしまして、一、二年前までは特別職の報酬がほぼ同水準であった県南三市と川越市とだけをくらべてみても下表のような大きな開きを生ずるに至ったのであります。  
このように特別職の報酬改定については、川越市は県内二十数市に追い越されて最後に取り残されるまで忍耐強く自粛してまいりましたが、しかし最近では市勢も躍進し、

報酬改定前の他市との比較表

川越市	川口市	浦和市	大宮市
市長 (14.0)	(12.0)	(15.0)	(15.0)
14.3	20.0	20.0	20.0
助役 (10.4)	(11.0)	(12.0)	(11.5)
11.0	16.0	16.0	15.0
収入役 (8.8)	(9.5)	(11.0)	(10.5)
9.5	14.0	14.0	14.0
議長 (6.0)	(7.2)	(6.0)	(7.0)
6.0	10.0	10.0	9.0
副議長 (5.5)	(6.5)	(4.5)	(6.5)
5.5	8.5	8.5	8.5
議員 (5.0)	(6.0)	(4.0)	(6.0)
5.0	8.0	8.0	8.0

財政も好転する等、特別職の報酬改定を行なう上  
の基礎的な条件も一応整いましたので市議会側からは何の要望もなかったものであります。市の統

## 審議会は自治事務次官通達に

### もとづく市長の諮問機関

#### 公正に行なわれた委員の人事

市特別職の報酬改定は地方自治法によって市長が提案し、市議会が議決することに定められていて、最近では昭和三十九年五月二十八日づけの自治事務次官通達にもとづいて市長は先ず審議会を設置

裏面に続く

(一)、審議会の委員は区域内の公共的団体等の代表者、その他住民の中から必要のつど長が任命すること

(二)、特別職の報酬額を改定する場合は、審議会の意見を聞いて行なうこと

- 会長職務代理 石川弥左工門氏  
(川越市農協連絡協議会長)
- 委員 天沼照雄氏  
(川越市PTA連合会長)
- 新井長治氏  
(川越市民生児童委員協議会長)
- 杉田開作氏  
(全日本労働総同盟川越地区同盟会長)
- 鈴木一夫氏  
(川越青年会議所理事長)
- 橋村尚中氏  
(川越医師会長)
- 馬場和造氏  
(川越市自治協議会長)
- 藤井豊三氏  
(川越税務署管内税理士会長)
- 山根 伸氏  
(川越市連合婦人会長)

このように本通達には公聴会を開いて参考人の意見を聞けとか、審議経過および答申理由を答申につけよ、などとは何も申し上げておりませんので審議会にはそうした義務はなく、ただ結論だけを答申すればよいものと解すべきでありましょう。

既に述べましたように審議会条例がスムーズに制定をみましたので、市長は十名の委員の人选を慎重かつ公正に行ない、正式にその発令をみましたのでここに審議会は八月十七日、次のような立派な顔ぶれで成立いたしました。(市が委員の発令をことさら秘密にした事実はありません)

- もつとも当時、市長は川越地区労からも委員を委嘱したいと考え、同地区労にその推せん方を依頼したのでありますが、ついに推せんは得られませんでした。いずれにいたしましても、審議会の

### 審議会の答申

委員の人は、全く自治事務次官の通達どおり公正に行なわれたものであります。

そこで市長は審議会に対し、市特別職報酬の改定額を白紙で諮問をいたしましたところ審議会は八月十七日、第一回の会議を開いて協議した結果委員各人が本問題をよく研究する必要があると認め、十日間の猶予期間を置くことを申し合わせ、第二回の会議を八月二十七日に開いて慎重審議した結果

市長 十八万 円(二五・六%増)

助役 十五万 円(三六・三%増)

収入役 十三万 円(三六・八%増)

議長 七万五千円(二五%増)

副議長 六万五千円(二八・一%増)

議員 六万 円(二〇%増)

## 県内22市の引上げ率は

### 市長平均47%、議員平均51・8%

- ところで、川越市よりも先に特別職の報酬を引上げた、
- 飯能、加須、本庄、東松山、岩槻、春日部、狭山、羽生、鴻巣、深谷、上尾、与野、草加、熊谷、川口、浦和、大宮、行田、秩父、所沢、越谷、蕨

## 答申の精神を尊重した市長の改定案

### 他市との比較が証明する最低引上げ

しかるに川越市の場合、答申は市長報酬二五・六%(三万六千余円)増、議員報酬二〇%(一万円)増でありますから、もしの答申を文字どおり単純に解釈するといえますれば川越市議員報酬の引上げ率は他市の平均はおろか最低市をも5%下回ることになり、折角の答申もみる人によっては川越市が県内第四位にあって、さらに益々発展の歩度を進めつつあることから県南三市との従来の均衡という点においていささか納得し難いふしも出てまいりますが、しかしこの答申の解釈に当り、川越市と県南三市との従来の均衡等を考慮に入れて、もとと論理的に解釈し、答申の議員報酬「六万円」を「六万円以上」すなわち「六万円を下らない適正額」というふうに解すれば市長においても良心と責任をもって議案に提案できる案にまとめ得るわけであり、大宮市等の例では「〇万円以上〇万五千円以内」というように幅を持たせて答申しておりますので、市長はこの「六万円を下らない適正額」をさらに「六万円以上六万五千円以内」と解し、その最高額の六万五千円をもつて最終案とした次第であります。

知事二十五万五千円、議員十五万円で五八・八%

川口、浦和、大宮各市  
市長二十万、議員八万円で四〇%

五年前の川越市  
市長十四万、議員五万円で三五・七%

答申  
市長十八万、議員六万円で三三・三%

ゆえに市長は三役の報酬額を答申どおりとし議員報酬については前に述べましたように答申を尊重しながらも改定を市の大局的利益に合致させるため論理的解釈をもつて

議長 八万 円

副議長 七万二千円

議員 六万五千円

とする条例改正案を九月十六日開会の定例市議会の冒頭に提案いたしました。本案は九月三十日まで二週間にわたる充分な審議の後、多数の賛成を得て可決されました。

しかも、本条例案に對しましては、修正動議も出ず報酬改定のための補正予算案も一人の反対者もなく可決をみました。

以上述べましたように、今回の特別職報酬

報酬引上げ後の他市との比較表

内は川越市 39年1月1日 当時の報酬 単位万円	川越市	川口市	浦和市	大宮市
市長	(14.0)	(12.0)	(15.0)	(15.0)
助役	(10.4)	(11.0)	(12.0)	(11.5)
収入役	(8.8)	(9.5)	(11.0)	(10.5)
議長	(6.0)	(7.2)	(6.0)	(7.0)
副議長	(5.5)	(6.5)	(4.5)	(6.5)
議員	(5.0)	(6.0)	(4.0)	(6.0)

何とぞ市民の皆さまにおかれましては、今回の市特別職の報酬引上げ措置を諒とせられましてこの上とも一層のご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

埼玉県 埼玉県では次のようになっております。